

昭和三十一年政令第二百九十九号

都市公園法施行令

内閣は、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）の規定に基き、この政令を制定する。

目次

- 第一章 都市公園の設置（第一条—第九条）
- 第二章 都市公園の管理（第十条—第二十一条）
- 第三章 工作物等の保管の手続等（第二十二条—第二十七条）
- 第四章 都市公園に関する費用（第二十八条—第三十一条）
- 第五章 雜則（第三十二条—第三十三条）

附則

第一章 都市公園の設置

（都市公園の配置及び規模に関する技術的基準）

第一条 都市公園法（以下「法」という。）第三条第一項の政令で定める技術的基準は、次条及び

第二条に定めるところによる。

（住民一人当たりの都市公園の敷地面積の標準）

第一条の二 一の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域内の都市公園の住民一人当たりの敷

地面積の標準は、十平方メートル（当該市町村の区域内に都市緑地法（昭和四十八年法律第七十

二号）第五十五条第一項若しくは第二項の規定による市民緑地契約又は同法第六十三条に規定す

る認定計画に係る市民緑地（以下この条において単に「市民緑地」という。）が存するときは、

十平方メートルから当該市民緑地の住民一人当たりの敷地面積を控除して得た面積）以上とし、

当該市町村の市街地の都市公園の当該市街地の住民一人当たりの敷地面積の標準は、五平方メー

トル（当該市街地に市民緑地が存するときは、五平方メートルから当該市民緑地の当該市街地の

（地方公共団体が設置する都市公園の配置及び規模の基準）

第二条 地方公共団体が次に掲げる都市公園を設置する場合においては、それぞれその特質に応じて当該市町村又は都道府県における都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防

止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。

一 主として街区内外に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、街区内外に居住す

る者が容易に利用することができるよう配置し、その敷地面積は、〇・一二五ヘクタールを標

準として定めること。

二 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、近隣に居住する者

が容易に利用することができるよう配置し、その敷地面積は、二ヘクタールを標準として定

めること。

三 主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、徒歩圏域内

に居住する者が容易に利用することができるよう配置し、その敷地面積は、四ヘクタールを標

準として定めること。

四 主として一の市町村の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用

に供することを目的とする都市公園、主として運動の用に供することを目的とする都市公園及

び一の市町村の区域を超える広域の利用に供することを目的とする都市公園で、休息、観賞、

散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるものは、容易に利用することができるよう配置

し、それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分發揮することができるよう

に敷地面積を定めること。

五 地方公共団体が、主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公

園、主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園、主として動植物の生息地又は

生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園、主として市街地の中心部における休息又は

観賞の用に供することを目的とする都市公園等前項各号に掲げる都市公園以外の都市公園を設置

する場合においては、それぞれその設置目的に応じて都市公園としての機能を十分發揮すること

ができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

2

（立地都市公園の設置基準）

- 第四条 法第二十一条の政令で定める立体都市公園の設置に関する基準は、次に掲げるとおりとする。
 - 一 当該立体都市公園を徒歩により容易に利用することができるよう傾斜路、階段、昇降機その他の経路によつて道路、駅その他の公衆の利用に供する施設と連絡していること。
 - 二 標識の設置又はこれに準ずる適当な方法により、当該立体都市公園の設置場所及びそこに至る経路を明示すること。
- 第五条 法第二条第二項第二号の政令で定める修景施設は、植栽、芝生、花壇、いけがき、日陰たな、噴水、水流、池、滝、つき山、彫像、灯籠、石組、飛石その他これらに類するものとする。
- 二 法第二条第二項第三号の政令で定める休養施設は、次に掲げるものとする。
 - 一 休憩所、ベンチ、野外卓、ピクニック場、キャンプ場その他これらに類するもの
 - 二 前号に掲げるもののほか、都市公園ごとに、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体が条例で定める休養施設、國の設置に係る都市公園にあつては國土交通大臣が定める休養施設
- 三 法第二条第二項第四号の政令で定める遊戯施設は、次に掲げるものとする。
 - 一 ぶらんこ、滑り台、シーソー、ジャンケルジム、ラダー、砂場、徒渉池、舟遊場、魚釣場、メリーゴーラウンド、遊戯用電車、野外ダンス場その他これらに類するもの
 - 二 前号に掲げるもののほか、都市公園ごとに、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体が条例で定める遊戯施設、國の設置に係る都市公園にあつては國土交通大臣が定める遊戯施設
- 四 法第二条第二項第五号の政令で定める運動施設は、次に掲げるものとする。
 - 一 野球場、陸上競技場、サッカーフィールド、ラグビー場、テニスコート、バスケットボール場、バレーボール場、ゴルフ場、ゲートボール場、水泳プール、温水利用型健康運動施設、ボート場、

4

（国が設置する都市公園の配置、規模、位置及び区域の選定並びに整備の基準）

第三条 法第三条第三項の政令で定める都市公園の配置、規模、位置及び区域の選定並びに整備に

関する技術的基準は、次の表のとおりとする。

区分	基準	配置	規模	位置及び区域の選定
災害時に広域的な災害救援活動の拠点となるものとして国が設置する都市公園	のとして国が設置する都市公園	一般の交通機関による到達距離が二百キロメートルを超えない土地の区域を誘致するおそれがある区域として国土交通省令で定める都道府県の区域ごとに一箇所配置すること。	大規模な災害により民経済上重大な損害を生ずるおそれがある区域として国土交通省令で定めた都道府県の区域ごとに一箇所配置すること。	一般の交通機関による到達距離が二百キロメートルを超えない土地の区域を誘致するおそれがある区域として国土交通省令で定めた都道府県の区域ごとに一箇所配置すること。

スケート場、スキー場、相撲場、弓場、乗馬場、鉄棒、つり輪、リハビリテーション用運動施設その他これらに類するもの及びこれらに附属する観覧席、更衣所、控室、運動用具倉庫、シヤワーその他これらに類する工作物

一 前号に掲げるもののほか、都市公園ごとに、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体が条例で定める運動施設、國の設置に係る都市公園にあつては国土交通大臣が定める運動施設

法第二条第二項第六号の政令で定める教養施設は、次に掲げるものとする。

一 植物園、温室、分区園、動物園、動物舎、水族館、自然生態園、野鳥観察所、動植物の保護繁殖施設、野外劇場、野外音楽堂、図書館、陳列館、天体又は気象観測施設、体験学習施設、記念碑その他これらに類するもの

二 古墳、城跡、旧宅その他の遺跡及びこれらを復原したもので歴史上又は學術上価値の高いもの

三 前二号に掲げるもののほか、都市公園ごとに、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体が条例で定める教養施設、國の設置に係る都市公園にあつては国土交通大臣が定める教養施設

法第二条第七号の政令で定める便益施設は、飲食店（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十一年法律第二百二十二号）第二条第四項に規定する接待飲食等営業に係るものを除く）、売店、宿泊施設、駐車場、園内移動用施設及び便所並びに荷物預り所、時計台、水飲場、手洗場その他これらに類するものとする。

法第二条第二項第八号の政令で定める管理施設は、門、柵、管理事務所、詰所、倉庫、車庫、材料置場、苗畑、掲示板、標識、照明施設、ごみ処理場（廃棄物の再生利用のための施設を含む。以下同じ。）、くず箱、水道、井戸、暗渠、水門、雨水貯留施設、水質浄化施設、護岸、擁壁、発電施設（環境への負荷の低減に資するものとして国土交通省令で定めるものに限る。第三十一条第八号において同じ。）その他これらに類するものとする。

法第二条第二項第九号の政令で定める施設は、展望台及び集会所並びに食糧、医薬品等災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫その他災害応急対策に必要な施設で国土交通省令で定めるものとする。

（公園施設の建築面積の基準の特例が認められる特別の場合等）

第六条 法第四条第一項ただし書の政令で定める特別の場合は、次に掲げる場合とする。

- 前条第二項に規定する休養施設、同条第五項に規定する教養施設、同条第八項に規定する備蓄倉庫その他同項の国土交通省令で定める災害応急対策に必要な施設又は自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号）に規定する都道府県立自然公園の利用のための施設である建築物（次号に掲げる建築物を除く。）を設ける場合
- 前号の休養施設又は教養施設である建築物のうち次のイからハまでのいずれかに該当する建築物を設ける場合
- 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）の規定により国宝、重要文化財、重要な民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物若しくは史跡名勝天然記念物として指定され、又は登録有形民俗文化財若しくは登録記念物として登録された建築物その他これらに準じて歴史上又は學術上価値の高いものとして国土交通省令で定める建築物
- 景観法（平成十六年法律第二百十号）の規定により景観重要建造物として指定された建築物
- 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）の規定により歴史的風致形成建造物として指定された建築物
- 屋根付広場（壁を有しない雨天用運動場その他他の高い開放性を有する建築物として国土交通省令で定めるものを設ける場合
- 仮設公園施設（三月を限度として公園施設として臨時に設けられる建築物をいい、前三号に規定する建築物を除く。）を設ける場合
- 地方公共団体の設置に係る都市公園についての第一項第二号に掲げる場合に関する法第四条第一項ただし書の政令で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の百分の二十を限度として同項本文の規定により認められる建築面積を超えることができる

分の十を限度として同項本文の規定により認められる建築面積を超えることができる」ととする。

地方公共団体の設置に係る都市公園についての第一項第三号に掲げる場合に関する法第四条第一項ただし書の政令で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の百分の二十を限度として同項本文又は前二項の規定により認められる建築面積を超えることができる。

- 地方公共団体の設置に係る都市公園についての第一項第四号に掲げる場合に関する法第四条第一項ただし書の政令で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の百分の二を限度として同項本文又は前三項の規定により認められる建築面積を超えることができる
- 地方公共団体の設置に係る都市公園についての第一項各号に規定する建築物を除く。）を設ける場合に關する法第五条の九第一項の規定により読み替えて適用する法第四条第一項ただし書の政令で定める範囲は、当該公募対象公園施設である建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の百分の十を限度として同項本文の規定により認められる建築面積を超えることができる
- 地方公共団体の設置に係る都市公園についての公園施設設置管理協定（都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第六十二条の三第一項に規定する公園施設設置管理協定をいう。第十条の二及び第十四条第一号ニにおいて同じ。）に基づき滞在快適性等向上公園施設（同法第四十六条第十四条第二号口に規定する滞在快適性等向上公園施設をいう。以下この項及び第十条の二第二号において同じ。）である建築物（第一項各号に規定する建築物を除く。）を設ける場合に關する同法第六十二条の七第一項の規定により読み替えて適用する法第四条第一項ただし書の政令で定める範囲は、当該滞在快適性等向上公園施設である建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の百分の十を限度として同項本文の規定により認められる建築面積を超えることができる
- 国の設置に係る都市公園についての法第四条第一項ただし書（法第五条の九第一項又は都市再生特別措置法第六十二条の七第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の政令で定める範囲については、第二項から前項までの規定を準用する。（公園施設の構造）
- 公園施設は、安全上及び衛生上必要な構造を有するものとしなければならない。（公園施設に関する制限等）
- 一つの都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、百分の五十を参考して当該都市公園を設置する地方公共団体の条例で定める割合（國の設置に係る都市公園にあつては、百分の五十）を超えてはならない。
- 次の各号に掲げる公園施設は、それぞれ当該各号に掲げる敷地面積を有する都市公園でなければこれを設けてはならない。
 - メリーゴーラウンド、遊戯用電車その他これらに類する遊戯施設でその利用について料金を取ることを例とするもの五ヘクタール以上
 - ゴルフ場五十ヘクタール以上
- 都市公園に分区園を設ける場合においては、一の分区の面積は、五十平方メートルをこえなければならない。
- 都市公園に宿泊施設を設ける場合においては、当該都市公園の効用を全うするため特に必要があると認められる場合のほかこれを設けてはならない。

5 その利用に伴い危害を及ぼすおそれがあると認められる公園施設については、さくその他危害を防止するために必要な施設を設けなければならない。

6 都市公園において保安上必要と認められる場合には、照明施設を設けなければならない。

(都市公園の供用を開始するに当たり公告する事項)

第九条 法第二条の二の政令で定める事項は、都市公園の名称及び位置並びに供用開始の期日とする。

第二章 都市公園の管理

(都市公園の維持及び修繕に関する技術的基準)

第十条 法第三条の二第一項の政令で定める都市公園の維持及び修繕に関する技術的基準は、次のとおりとする。

一 都市公園の構造、利用状況又は維持若しくは修繕の状況、都市公園の存する地域の地形、地質又は気象の状況その他の状況（次号において「都市公園構造等」という。）を勘査して、適切な時期に、都市公園の巡視を行い、及び清掃、除草その他の都市公園の機能を維持するため必要な措置を講ずること。

二 都市公園の点検は、都市公園構造等を勘査して、適切な時期に、目視その他適切な方法により行うこと。

三 前号の点検その他の方法により都市公園の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることを把握したときは、都市公園の効率的な維持及び修繕が図られるよう、必要な措置を講ずること。

2 前項に規定するもののほか、都市公園の維持及び修繕に関する技術的基準は、国土交通省令で定める。

（公園管理者の権限の代行）

第十条の二 他の工作物の管理者が都市公園を管理する場合において、当該他の工作物の管理者が法第五条の十一の規定により当該都市公園の公園管理者に代わって行うことのできる権限は、公園管理者の権限のうち次に掲げるもの以外のものとする。

一 法第五条の二の規定により、設置等予定者を選定するための評価の基準について学識経験者の意見を聴き、公募設置等指針を定め、及びこれを変更し、並びにこれを公示すること。

二 法第五条の四の規定により、公募設置等計画について審査し、及び評価を行い、設置等予定者の選定について学識経験者の意見を聴き、設置等予定者を選定し、並びにその旨を通知すること。

三 法第五条の五の規定により、公募対象公園施設の場所を指定し、公募設置等計画が適当である旨の認定をし、並びに当該認定をした日及び認定の有効期間並びに公募対象公園施設の場所を公示すること。

四 法第五条の六の規定により、公募設置等計画の変更の認定をし、並びに当該認定をした日及び認定の有効期間並びに公募対象公園施設の場所を公示すること。

五 法第五条の八の規定により、認定計画提出者が有していた計画の認定に基づく地位の承継の承認をすること。

六 法第十二条の三第二項の規定により国の設置に係る都市公園の設置及び管理に要する費用の一部を都道府県に対して負担させること。

七 法第十七条第一項の規定により、都市公園の台帳を作成し、及びこれを保管すること。

八 法第二十条の規定により都市公園の区域を立体的区域とすること。

九 法第二十二条第二項の規定により、協定を締結した旨を公示し、協定又はその写しを一般の閲覧に供し、及び閲覧に供している旨を掲示すること。

十 法第二十五条の規定により、公園保全立体区域を指定し、及びその旨を公告すること。

十一 都市再生特別措置法第四十六条第十七項（同項第三号及び第四号に係る部分に限る。）の規定により、都市再生整備計画（同条第一項に規定する都市再生整備計画をいう。第十四条第一号において同じ。）に記載しようとする事項又はその案について市町村から協議を受け、及び同意をすること。

十二 都市再生特別措置法第六十二条の三（同条第四項及び第五項にあつては、同法第六十二条の四において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により、同法第六十二条の三第四項各号に掲げる事項（同法第六十二条の四において読み替えて準用する場合にあつては、同項第一号及び第二号に該当すること並びに公園施設設置管理協定の変更をすることについて都市公園の利用者の利便の一層の向上に寄与するものであると見込まれること又はやむを得ない事情があること）を確認し、公園施設設置管理協定を締結し、並びにその締結の日、滞在快適性等向上公園施設の場所及び公園施設設置管理協定の有効期間を公示すること。

十三 都市再生特別措置法第六十二条の六の規定により、同法第六十二条の五第一項に規定する協定一体型事業実施主体等が有していた公園施設設置管理協定に基づく地位の承継の承認をすること。

（公園管理者の権限を代行した場合における公園管理者への通知）

第十二条 他の工作物の管理者が都市公園を管理する場合において、当該他の工作物の管理者が法第五条の十一の規定により当該都市公園の公園管理者に代わって次に掲げる権限を行つたときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、当該都市公園の公園管理者に通知しなければならない。

一 法第五条第一項又は法第六条第一項若しくは第三項の許可

二 法第九条の規定による協議

三 法第二十二条第一項の規定による協定の締結

四 法第二十六条第二項又は第四項の規定による処分又は必要な措置の命令

五 法第二十七条第一項又は第二項の規定による命令

（占用物件）

第十二条 法第五条の二第二項第六号の政令で定める物件又は施設は、次に掲げるものとする。

一 自転車駐車場

二 地域における催しに関する情報を提供するための看板及び広告塔

二 法第七条第一項第七号の政令で定める工作物その他の物件又は施設は、次に掲げるものとする。

一 の三 環境への負荷の低減に資する発電施設で国土交通省令で定めるもの

二 防火用貯水槽で地下に設けられるもの

二の二 蓄電池で地下に設けられるもの

二の三 国土交通省令で定める水道施設、下水道施設、河川管理施設、変電所及び熱供給施設で地下に設けられるもの

二 防火用貯水槽で地下に設けられるもの

二の二 食糧、医薬品等災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫その他災害応急対策に必要な施設で国土交通省令で定めるもの

一 の三 地下に設けられるもの

一 標識

一 の二 食糧、医薬品等災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫その他災害応急対策に必要な施設で国土交通省令で定めるもの

整備事業の施行後に当該施行区域内に居住することとなるものを一時収容するため必要な施設
 (国土交通省令で定めるものを除く。)
 十 前各号に掲げるもののほか、都市公園ごとに、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体が条例で定める仮設の物件又は施設、國の設置に係る都市公園にあつては國土交通大臣が定める仮設の物件又は施設
 法第七条第二項の政令で定める社会福祉施設は、次に掲げるものとする。
 一 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第六条の二第一項に規定する障害児通所支援事業(同条第四項に規定する居宅訪問型児童発達支援又は同条第五項に規定する保育所等訪問支援のみを行う事業を除く。)、同法第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業、同条第七項に規定する一時預かり事業又は同条第十項に規定する小規模保育事業の用に供する施設及び同法第三十九条第一項に規定する保育所
 二 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第四条の二第一項に規定する身体障害者生活訓練等事業の用に供する施設及び同法第三十一条に規定する身体障害者福祉センター及び同法第二十条の七に規定する老人福祉センター
 三 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第二十条の二の二に規定する老人デイサービスセンター及び同法第二十条の七に規定する老人デイサービス
 四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業(同条第七項に規定する生活介護、同条第十二項に規定する自立訓練、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。)の用に供する施設及び同条第二十七項に規定する地域活動支援センター
 五 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七条)第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園
 六 前各号に掲げるもののほか、都市公園ごとに、前各号に掲げるものに準ずる社会福祉施設として、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体が条例で定めるもの、
 國の設置に係る都市公園にあつては國土交通大臣が定めるもの
 (法第六条第三項ただし書の政令で定める軽易な変更)

第十三条 法第六条第三項ただし書の政令で定める軽易な変更は、次に掲げるものとする。
 一 都市公園の占用をする公園施設以外の工作物その他の物件又は施設(以下「占用物件」といいう。)の模様替えで、当該占用物件の外觀又は構造の著しい変更を伴わないもの
 二 占用物件に対する物件の添加で、当該占用者が当該占用の目的に付隨して行うもの
 (占用の期間)

第十四条 法第六条第四項の政令で定める期間は、次に掲げるところによる。
 一 次に掲げるものについては、十年
 イ 法第七条第一項第一号から第三号までに掲げるもの並びに第十二条第一項各号、第一項第一号から第五号まで及び第三項各号に掲げるもの
 ロ 都市再生特別措置法施行令(平成十四年政令第百九十号)第十八条第一号から第三号までに掲げるもの(都市再生整備計画に記載された都市再生特別措置法第四十六条第十二項に規定する事項に係るものに限る。)
 ハ 都市再生特別措置法第十九条に規定するもの(都市再生整備計画に記載された都市再生特別措置法第十四条第十一号に定める事項に係るものに限る。)
 ニ 再生特別措置法第四十六条第十四条第十一号に定めるもの(公園施設設置管理協定において定めた都市再生特別措置法施行令第二十条各号に掲げる事項に係るものに限る。)
 ヌ 法第七条第一項第五号に掲げるもの並びに第十二条第一項第九号及び第十号に掲げるものについては、一年
 ハ 法第七条第一項第六号に掲げるもの並びに第十二条第一項第七号及び第八号に掲げるものについては、三月

(占用物件の外觀、構造等)
第十五条 占用物件の外觀及び配置は、できる限り都市公園の風致及び美觀その他都市公園としての機能を害しないものとしなければならない。

二 地上に設ける占用物件の構造は、倒壊、落下等を防止する措置を講ずる等公園施設の保全又は公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないものとしなければならない。
 三 地下に設ける占用物件の構造は、堅固で耐久力を有するとともに、公園施設の保全、他の占用物件の構造又は公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないものとしなければならない。
 (占用に関する制限)

第十六条 都市公園の占用については、次に掲げるところによらなければならない。
 一 電線は、やむを得ない場合を除き、地下に設けること。

二 水道管、ガス管又は下水道管の本線を埋設する場合においては、その頂部と地面との距離は、原則として一・五メートル以下としないこと。ただし、幅員五メートル以上の園路その他通常重量物の圧力を受けるおそれの多い場所の地下に下水道管の本線を埋設する場合においては、原則として三メートル以下としないこと。

三 法第七条第一項第三号に掲げるもの並びに第十二条第二項第二号の三に掲げる水道施設及び下水道施設については、その頂部と地面との距離は、原則として一・五メートル以下としないこと。

四 三の二 第十二条第一項第一号に掲げる自転車駐車場は、都市公園の外周に接する場所その他のできる限り公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさない場所に設けること。

五 三の三 第十二条第一項第二号に掲げる看板及び廣告塔は、都市公園の風致の維持又は美觀の形成に寄与するものであること。

四 四の二 蓄電池で地下に設けられるもの並びに第十二条第二項第二号の三に掲げる河川管理施設、変電所及び熱供給施設については、その頂部と地面との距離は、原則として三メートル以下としないこと。

五 五の二 第十二条第二項第三号に掲げるものを園路の上に設ける場合においては、その園路の上に設けられる部分の最下部と園路の路面との距離は、原則として四・五メートル以下としないこと。

六 六の二 第十二条第三項各号に掲げる社会福祉施設は、都市公園の広場又は公園施設である建築物内に設けること。この場合において、当該社会福祉施設を都市公園の広場内に設ける場合にあつてはその敷地面積の合計は当該都市公園の広場の敷地面積の百分の三十を、当該社会福祉施設を公園施設である建築物内に設ける場合にあつてはその床面積の合計は当該建築物の延べ面積の百分の五十を、それぞれ超えないこと。

六 六の三 第十二条第二項第一号の二に掲げる災害応急対策に必要な施設及び同項第一号の三に掲げる発電施設は、國土交通省令で定める基準に適合すること。

七 七の二 変圧塔を設ける場合においては、当該都市公園は、五ヘクタール以上の敷地面積を有するものであること。

八 八の二 第十二条第二項第九号に掲げる施設を設ける場合においては、当該都市公園は当該市街地開発事業又は防災街区整備事業に関する都市計画において定められた施行区域に近接するもので〇・五ヘクタール以上の敷地面積を有するものであり、占用する公園施設は広場とし、建築面積の総計は広場の敷地面積の百分の三十を超えないこと。

九 九の三 第十二条第二項第十号に掲げる仮設の施設(建築物に限る。)を設ける場合においては、占用することができる都市公園は〇・五ヘクタール以上の敷地面積を有するものとし、占用の場

所は都市公園の広場内とし、建築面積の総計はその広場の敷地面積の百分の三十を超えないこと。

- 十 第十二条第二項第一号の三に掲げる発電施設及び同項第二号の三に掲げるものを設ける場合においては、当該都市公園は、国土交通省令で定める基準に該当するものであること。
 (占用に関する工事)

第十七条 占用に関する工事については、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- 一 当該工事によつて公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないようできる限り必要な措置を講ずること。
 二 工事現場には、さく又はおおいを設け、夜間は赤色灯をつけ、その他公衆の都市公園の利用に伴う危険を防止するため必要な措置を講ずること。
 三 工事の時期は、公園施設に関する工事又は他の占用に関する工事の時期を勘案して適当な時期とし、かつ、公衆の都市公園の利用に著しく支障を及ぼさない時期とすること。
 (法第十一条第四号の政令で定める行為)

第十八条 法第十一条第四号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

- 一 土石の採取その他の土地の形質の変更をすること。
 二 動物を捕獲し、又は殺傷すること。
 三 公園管理者が指定した場所以外の場所でたき火をすること。
 四 公園管理者が指定した立入禁止区域内に立ち入ること。
 五 公園管理者が指定した場所以外の場所に車両を乗り入れること。
 (法第十二条第一項第三号の政令で定める行為)
 六 はり紙、はり札その他の広告物を表示すること。
 七 公園管理者が指定した場所に車両を乗り入れること。
 (法第十二条第一項第三号の政令で定める行為)

第十九条 法第十一条第一項第三号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

- 一 募金、署名運動その他のこれらに類する行為をすること。
 二 ロケーションすること。

(国の設置に係る都市公園の使用料の徴収)

第二十条 国土交通大臣は、国の設置に係る都市公園について、法第五条第一項又は法第六条第一項若しくは第三項（法第三十三条第四項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の許可を受けた者（法第九条（法第三十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定により公園管理者と協議が成立した者を含む。）から、公園施設の設置若しくは管理又は都市公園の占用（以下「公園施設の設置等」という。）につき、国土交通省令で定めるところにより、使用料を徴収するものとする。ただし、当該公園施設の設置等が次に掲げる公園施設又は占用物件に係るものであり、かつ、営利を目的とし、又は利益をあげるものでないときは、この限りでない。

- 一 公園施設で国土交通大臣が指定するもの
 二 占用物件で都市公園の機能を高めるものとして国土交通大臣が指定するもの
 2 国土交通大臣は、前項本文に定める場合のほか、国の設置に係る都市公園を利用する者から、国土交通省令で定めるところにより、入園料その他の使用料を徴収することができる。
 (国の設置に係る都市公園の公開日時等)

第二十一条 国の設置に係る都市公園の公開日時その他当該都市公園の利用について必要な事項は、国土交通大臣が定める。

第三章 工作物等の保管の手続等

（工作物等を保管した場合の公示事項）

第二十二条 法第二十七条第五項の政令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 保管した工作物その他の物件又は施設（以下この章において「工作物等」という。）の名称又は種類、形状及び数量
 二 保管した工作物等の放置された場所及び当該工作物等を除却した日時
 三 その工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
 四 前三号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項

(工作物等を保管した場合の公示の方法)

第二十三条 法第二十七条第五項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

- 一 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して十四日間、当該公園管理者の事務所に掲示すること。
 二 前号の掲示に係る工作物等のうち特に貴重と認められるものについては、同号の掲示の期間が満了しても、なおその工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（第二十七条において「所有者等」という。）の氏名及び住所を知ることができないときは、その掲示の要旨を官報又は新聞紙に掲載すること。
 三 公園管理者は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、国土交通省令で定める様式による保管工作物等一覧簿を当該公園管理者の事務所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。
- (工作物等の価額の評価の方法)
- 第二十四条 法第二十七条第六項の規定による工作物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該工作物等の使用年数、損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する情報を勘案してするものとする。この場合において、公園管理者は、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聞くことができる。

2 (保管した工作物等を売却する場合の手続)
- 第二十五条 法第二十七条第六項の規定による保管した工作物等の売却は、競争入札に付して行われなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者がない工作物等その他競争入札に付することが適當でないと認められる工作物等については、随意契約により売却することができる。

2 (公園管理者は、前条本文の規定による競争入札のうち一般競争入札に付そうとするとき、その入札期日の前日から起算して少なくとも五日前までに、その工作物等の名称又は種類、形状、数量その他国土交通省令で定める事項を当該公園管理者の事務所に掲示し、又はこれに準ずる適當な方法で公示しなければならない。
- 第二十六条 公園管理者は、前条本文の規定による競争入札のうち指名競争入札に付そうとするときは、なるべく三人以上の入札者を指定し、かつ、それらの者に当該工作物等の名称又は種類、形状、数量その他国土交通省令で定める事項をあらかじめ通知しなければならない。

3 公園管理者は、前条ただし書の規定による随意契約によろうとするときは、なるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならない。
- 3 (工作物等を返還する場合の手続)

第二十七条 公園管理者は、法第二十七条第四項（法第三十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定により保管した工作物等（法第二十七条第六項（法第三十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定により売却した代金を含む。）を当該工作物等の所有者等に返還するとときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類の提示その他必要な情報の提供を求める方法によってその者が当該工作物等の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、国土交通省令で定める様式による受領書と引換えに返還するものとする。
- ### 第四章 都市公園に関する費用
- (国の設置に係る都市公園の設置及び管理に要する費用についての都道府県の負担)
- 第二十八条 都道府県が法第十二条の三第一項の規定により負担すべき金額は、各年度ごとに、都市公園の新設に要する費用にあつては当該費用の額から法第十三条又は法第十四条第二項の規定による負担金で当該新設に係るものの額及び第二十条の規定により徴収される使用料で当該都市公園が設置されるまでの間に係るものの額を控除した額に、都市公園の改築に要する費用にあつては当該費用の額から法第十三条又は法第十四条第二項の規定による負担金で当該改築に係るものの額を控除した額に、都市公園の公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）の規定の適用を受ける災害復旧事業に要する費用にあつては当該費用の額に、それ
- 5

(納付の通知)

第二十九条 国土交通大臣は、国の設置に係る都市公園の設置及び管理に要する費用の負担に関し、法第十二条の三第一項又は第二項の規定によりその費用を負担すべき都道府県に対し、それぞれその負担すべき額を納付すべき旨を通知しなければならない。

(都道府県の負担金の予定額の通知)

第三十条 国土交通大臣は、国の設置に係る都市公園の管理に要する費用の負担に関し、あらかじめ、法第十二条の三第一項又は第二項の規定によりその費用を負担すべき都道府県に対し、それぞれその負担すべき負担金の予定額を通知しなければならない。当該負担金の予定額に著しい変更があつたときも、同様とする。

(都市公園に関する費用の補助額)

第三十一条 法第十九条の規定による国の方公共団体に対する補助金の額は、都市公園の新設又は改築に要する費用のうち、次に掲げる公園施設の新設、増設又は改築に要する費用にあつては当該費用の額に二分の一を乗じて得た額とし、都市公園の用地の取得に要する費用にあつては当該費用の額に三分の一を乗じて得た額とする。

一 園路又は広場

二 修景施設

三 休養施設のうち、休憩所、ベンチ、野外卓、キヤンプ場その他これらに類するもの

四 遊戯施設のうち、ぶらんこ、滑り台、シーソー、ジャングルジム、ラダー、砂場、徒歩池その他これらに類するもの

五 運動施設(ゴルフ場及びゴルフ練習場並びにこれらに附属する工作物並びに第五条第四項第二号に掲げる運動施設を除く。)

六 教養施設のうち、次のイ又はロのいずれかに該当するもの

イ 自然生態園、野鳥観察所、動植物の保護繁殖施設、野外劇場、野外音楽堂、体験学習施設

ロ 古墳、城跡、旧宅その他の遺跡及びこれらを復原したもので歴史上又は学術上価値の高いもの(地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第八条に規定する認定歴史的風致維持向上計画に同法第五条第二項第三号ロに掲げる事項としてその新設又は改築が定められたものに限る。)

七 便益施設のうち、駐車場、園内移動用施設、便所、時計台、水飲場、手洗場その他これらに類するもの

八 管理施設のうち、門、さく、管理事務所、苗畑、照明施設、ごみ処理場、水道、井戸、暗渠、水門、雨水貯留施設、水質浄化施設、護岸、擁壁、発電施設その他これらに類するもの

九 第五条第八項に掲げる施設のうち、展望台又は同項に規定する備蓄倉庫その他国土交通省令で定める災害応急対策に必要な施設(避難地又は避難路となる都市公園(災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第二条第十号に規定する地域防災計画その他これに準ずる防災に関する計画において定められたものに限る。)に設けられるものに限る。)

第五章 雜則
(損失補償の裁決申請手続)
第三十二条 法第二十八条第三項の規定により土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第九十四条の規定による裁決を申請しようとする者は、国土交通省令で定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した裁決申請書を収用委員会に提出しなければならない。
一 裁決申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、代表者の氏名
二 相手方の氏名又は名称及び住所
三 損失の事実
四 協議の経過
(権限の委任)

第三十三条 法及び法に基づく政令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるもの以外のものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、法第三十条第二項及び法第三十一条の規定に基づく権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

一 法第十二条の三第二項の規定により負担金の一部を分担させ、及び同条第三項の規定により意見を聴くこと。

二 法第三十三条第二項の規定により都市公園を設置すべき区域を定め、及び同条第六項の規定により協議すること。

三 法第三十四条第一項若しくは第二項の規定による再審査請求又は同条第三項の規定による審査請求に對して裁決をすること。

四 第二十条第一項第一号又は第二号の規定により使用料を徴収しない公園施設又は占用物件を指定すること。

五 第二十九条及び第三十条の規定により負担すべき額を納付すべき旨及び負担すべき負担金の予定額を通知すること。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、昭和三十一年十月十五日から施行する。

(公園施設に関する制限等に関する経過措置)

2 この政令の施行の際現に権原に基づいて設けられている既設公園施設(法附則第三項に規定する既設公園施設をいう。以下この項において同じ。)が、第八条第一項から第三項までの規定に適合していない場合においても、当該公園施設は、それらの規定にかかわらず、この政令の施行の日以後においてもなお存置することができる。この政令の施行の際現に権原に基づいて新設、増設又は移転の工事が行われている既設公園施設についても、同様とする。

(占用の許可に関する技術的基準に関する経過措置)

3 法附則第五項又は法附則第六項の規定により法第六条第一項の許可を受けたものとみなされる工作物その他の物件又は施設については、当該許可を受けたものとみなされる期間中は、新たに当該工作物その他の物件又は施設を増設し、又は移転する場合を除き、この政令に規定する占用の許可に関する技術的基準は、適用しない。法附則第五項の規定により法第六条第一項の許可を受けたものとみなされる工作物その他の物件又は施設について占用の期間を更新する場合においても、同様とする。

(国が設置する都市公園の配置の暫定措置)

4 国が設置する法第二条第一項第二号イの都市公園の配置の基準については、当分の間、第三条の表記の項中「大規模な災害により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがある区域として国土交通省令で定める都道府県の区域ごとに」とあるのは「埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県の区域に」と、「一般的の交通機関による到達距離が二百キロメートルを超えない土地の区域を誘致区域とし、かつ、周辺の人口、交通の条件等を勘案して」とあるのは「国土交通省令で定める都府県の区域及び道の区域ごとに一箇所」とする。

(平成二十二年度の特例)

5 平成二十二年度において都道府県が法第十二条の三第一項の規定により負担すべき金額は、第二十八条の規定にかかわらず、同条の規定により算定した額に、次に掲げる工事に要する費用の合計額から、法第十三条又は法第十四条第二項の規定による負担金で当該工事に係るものとの額と第二十条の規定により徴収される使用料の額に当該都市公園の維持その他の管理(第二十八条に規定する災害復旧事業を除く。)に要する費用の額に対する当該工事に要する費用の額の合計額の割合を乗じて得た額とを合計した額を控除した額に、十分の四・五を乗じて得た額を加えた額とする。

6 一 園路の舗装工事であつて、都市公園を利用する者の通行の危険を防止するために速やかに行う必要があるもの

二 老朽化し、又は損傷した遊戯施設の機能を回復するための工事であつて、その利用に伴う危険を防止するために速やかに行う必要があるもの

三 老朽化し、又は損傷した管理施設の機能を回復するための工事であつて、都市公園を利用する者に対する危害を防止するために速やかに行う必要があるもの

(法附則第十項の規定による貸付金の償還期間等)
法附則第十一項の政令で定める期間は、五年（二年の据置期間を含む。）とする。

前項の期間は、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第五条第一項の規定により読み替えて準用される補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七百七十九号）第六条第一項の規定による貸付けの決定（以下「貸付決定」という。）ごとに、当該貸付決定に係る法附則第十項の規定による貸付金（以下「国の貸付金」という。）の交付を完了した日（その日が当該貸付決定があつた日の属する年度の末日の前日以後の日である場合には、当該年度の末日の前々日）の翌日から起算する。

国の貸付金の償還は、均等年賦償還の方法によるものとする。

国は、国の財政状況を勘案し、相当と認めるときは、国の貸付金の全部又は一部について、前三項の規定により定められた償還期限を繰り上げて償還させることができる。

法附則第十四項の政令で定める場合は、前項の規定により償還期限を繰り上げて償還を行つた場合とする。

附 則（昭和三二年九月三〇日政令第二九八号）抄

（施行期日）
1 この政令は、昭和三十二年十月一日から施行する。

附 則（昭和三六年六月二七日政令第二一一号）抄

（施行期日）
1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三六年八月二二日政令第二九四号）抄

（施行期日）
1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四〇年四月八日政令第一二〇号）

（施行期日）
1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四〇年五月一八日政令第一二一號）抄

（施行期日）
1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三六年八月二二日政令第二九四号）抄

（施行期日）
1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三六年六月二七日政令第二一一号）抄

（施行期日）
1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三六年八月二二日政令第二九四号）抄

（施行期日）
1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三六年六月二七日政令第二一一号）抄

（施行期日）
1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三六年八月二二日政令第二九四号）抄

（施行期日）
1 この政令は、公布の日から施行する。

六 住宅金融公庫法施行令
七 道路整備緊急措置法施行令
八 組合等登記令
附 則（昭和五一年八月二〇日政令第二二二八号）抄

（施行期日）
1 この政令は、都市公園等整備緊急措置法及び都市公園法の一部を改正する法律の施行の日（昭和五十一年八月二十三日）から施行する。

附 則（昭和五一年四月一八日政令第九四号）

（施行期日）
1 この政令は、公布的日から施行する。

附 則（昭和五六六年八月三日政令第二六八号）抄

（施行期日）
1 この政令は、昭和五十六年十月一日から施行する。

附 則（昭和五七年五月二二日政令第一四三号）

（施行期日）
1 この政令は、公布的日から施行する。

附 則（昭和五八年六月二四日政令第一三五号）

（施行期日）
1 この政令は、公布的日から施行する。

附 則（昭和六〇年五月一八日政令第一三三号）

（施行期日）
1 この政令は、公布的日から施行する。

附 則（昭和六〇年五月一八日政令第一三三号）

（施行期日）
1 この政令は、公布的日から施行する。

附 則（昭和六一年五月八日政令第一五四号）抄

（施行期日）
1 この政令は、公布的日から施行する。

六十年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十一年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附 則（昭和六二年九月四日政令第二九五号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年四月一〇日政令第一〇八号）

（施行期日）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成三年三月三〇日政令第九八号）

（施行期日）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成八年五月一一日政令第一四三号）

（施行期日）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成九年九月一九日政令第三〇三号）抄

（施行期日）

この政令は、行政手続法の施行の日（平成六年十月一日）から施行する。

附 則（平成七年三月二三日政令第七七号）

（施行期日）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成八年五月一一日政令第一四三号）

（施行期日）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一四年四月七日政令第一四一号）

（施行期日）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一四年八月一八日政令第二五六号）抄

（施行期日）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一二年六月七日政令第三一二号）抄

（施行期日）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一四年二月八日政令第二七号）抄

（施行期日）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一五年三月二八日政令第一〇一号）抄

（施行期日）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一五年一二月一七日政令第五二三号）抄

（施行期日）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一六年四月九日政令第一六〇号）抄

（施行期日）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一六年一二月一五日政令第三九六号）抄

（施行期日）

この政令は、公布の日から施行する。

(処分、手続等の効力に関する経過措置)

第四条 改正法附則第二条から第五条まで及び前二条に規定するものほか、施行日前に改正法による改正前のそれぞれの法律又はこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正法による改正後のそれぞれの法律又はこの政令による改正後のそれぞれの政令に相当の規定があるものは、これらの規定によつてした処分、手続その他の行為とみなす。

附 則 (平成一六年一二月五日政令第三九九号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、景観法の施行の日(平成十六年十二月十七日)から施行する。

附 則 (平成一六年一二月一七日政令第四二二号)

この政令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年一〇月三一日政令第三三八号) 抄

(施行期日) 1 この政令は、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律の施行の日(平成二十年十一月四日)から施行する。

附 則 (平成二二年三月三一日政令第七八号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

第三条 第四条、第六条、第九条、第十二条及び第十三条の規定による改正後の次の各号に掲げる政令の規定は、当該各号に定める国の負担(当該国の負担に係る都道府県又は市町村の負担を含む。以下この条及び次条において同じ。)について適用し、平成二十一年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成二十一年度以降の年度に支出される国の負担、平成二十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成二十一年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担及び平成二十一年度以前の年度に支出すべきものとされた国の負担で平成二十一年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

一次に掲げる政令の規定 平成二十一年度の予算に係る国の負担(平成二十一年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成二十一年度に支出される国の負担及び平成二十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成二十一年度に支出すべきものとされた国の負担を除く。)並びに同年度における事務又は事業の実施により平成二十三年度以降の年度に支出される国の負担、平成二十二年度の国庫債務負担行為に基づき平成二十三年度以降の年度に支出すべきものとされる国の負担及び平成二十二年度の歳出予算に係る国の負担で平成二十三年度以後の年度に繰り越されるもの

イ 略
ロ 都市公園法施行令附則第五項
二 次に掲げる政令の規定 平成二十一年度以降の年度の予算に係る国の負担(平成二十一年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成二十二年度以降の年度に支出される国の負担及び平成二十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成二十二年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担)とあり、同項第一号中「負担

イ 略
ロ 都市公園法施行令第二十八条
前項に規定する国庫債務負担行為が前条各号に掲げる契約に係るものである場合における同項の規定の適用については、同項中「負担、平成二十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成二十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成二十二年度に支出すべきものとされた国の負担」及び「負担、平成二十一年度の国庫債務負担行為に基づき平成二十三年度以降の年度に支出すべきものとされる国の負担」とあり、同条第二号中「負担及び平成二十一年度以降

前年度の国庫債務負担行為に基づき平成二十一年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担」とあり、並びに同項第三号中「負担及び平成二十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成二十三年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担」とあるのは、「負担」とする。

附 則 (平成二三年一月二八日政令第三六三号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日(平成二十三年十一月三十日)から施行する。ただし、第一条、第三条、第四条、第五条(道路整備特別措置法施行令第十五条第一項及び第十八条の改正規定を除く。)、第六条、第九条、第十一条、第十二条、第十三条(都市再開発法施行令第四十九条の改正規定を除く。)、第十四条、第十五条、第十八条、第十九条(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令第五十九条の改正規定に限る。)、第二十条から第二十二条まで、第二十三条(景観法施行令第六条第一号の改正規定に限る。)、第二十五回及び第二十七条の規定並びに次条及び附則第三条の規定は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成二四年六月二九日政令第一七八号) 抄

(施行期日) 1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二七年八月二八日政令第三〇三号)

この政令は、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十七年九月一日)から施行する。

附 則 (平成二七年一一月二六日政令第三九二号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、行政不服審査法の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行する。

(経過措置の原則)
第二条 行政府の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの政令の施行前にされた行政府の処分その他の行為又はこの政令の施行前にされた申請に係る行政府の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

附 則 (平成二八年八月二九日政令第二八八号)

この政令は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十八年九月一日)から施行する。

附 則 (平成二八年一二月二六日政令第三九三号)

この政令は、平成二十九年一月十五日から施行する。

附 則 (平成二九年六月一四日政令第一五六号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、都市緑地法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十九年六月十五日)から施行する。ただし、第一条の規定、第二条中都市公園法施行令第十条を同令第十条の二とし、同令第二章中同条の前に一条を加える改正規定並びに第五条から第十六条まで及び第十八条から第二十二条までの規定は、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成三十年四月一日)から施行する。

(都市公園法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この政令の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、第二条の規定による改正後の都市公園法施行令第八条第一項の規定に基づく条例が制定施行されるまでの間は、同項の条例で定める割合として百分の五十が定められているものとみなす。

附則 (平成三十一年三月二二日政令第五四号)

この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

附則 (令和二年九月四日政令第二六八号)

この政令は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年九月七日）から施行する。

附則 (令和六年三月三〇日政令第一六一号) 抄

第一条 この政令は、令和六年四月一日から施行する。